美作国府跡発掘調査概報

津山市埋蔵文化財発掘調査報告第40集

1991

津山市教育委員会

（表　紙）

Fig. 1　国府台寺に存在する道標

(もとは現在地からちょうど1丁東にあった)

美作国府跡発掘調査概報
津山市埋蔵文化財発掘調査報告第10集

正誤表

頁・行	誤	正
14・10	同規	同規模
裏表紙	美作国府跡発掘調概要	……概報

序

美作国府跡の発掘調査は、遺跡の範囲と構造を確認する目的で行っているものであります。かねてから本委員会では、市内の遺跡の保存については、開発に対処しての事前の緊急調査だけでは不十分であり、特に重要な遺跡については今後の街づくりとも整合する保全策をたてるべく、積極的に計画的な調査を行う必要性を感じていた次第であります。こうした一連の調査の一環として、昭和61年度から美作国府跡の確認調査を国庫補助を得ながら進めてきています。

美作国府は、いまから約1280年前、和銅６年（713）に備前国から６郡を割いて設置された美作国の役所で、現在の津山市総社を中心とする地区に置かれました。国府の設置によって津山は美作地方の政治・経済の中心となり、この津山の地位はその後も近世の城下町を経て現在につながっています。このように美作国府跡は、私たち津山市民にとって歴史の原点ともいうべき遺跡でありますが、それにとどまらず古代の美作地方を考えるうえでも欠かすことのできない大切な遺跡であります。

調査は現在も継続中であり、美作国府の姿は今後しだいにあきらかになってくるものと思われますが、これまでの調査結果の概要について簡単ではありますが報告するものです。

調査にあたっていろいろご指導いただいた諸先生、ご理解とご協力をいただいた地元関係者各位に深甚の敬意を表しますとともに、本書が美作国府跡の今後の調査と保存についての一助となれば幸甚に思います。

平成３年３月31日

津山市教育委員会

教育長　萩　原　賢　二

例　　言

1．本書は、昭和61年度から津山市教育委員会が岡山県津山市総社地内で継続実施している美作国府跡の発掘調査成果のうち平成元年度までの概要報告である。

1．調査地地番は下記のとおりである。

昭和61年度　第１次調査　総社33番地-1

62年度　第２次調査　総社24番地，33番地-1，34番地-1，59番地-1，115番地-1

63年度　第３次調査　総社36番地-3，44番地-1，49番地-1，59番地-1

平成元年度　第４次調査　総社33番地-1，34番地-1，44番地-1，59番地-1

1．調査は、津山市教育委員会文化課が担当し、山中敏史（奈良国立文化財研究所）、鎌木義昌・近藤義郎・水内昌康（岡山県文化財保護審議会委員）、吉田　晶（岡山大学）、河本清（岡山県古代吉備文化財センター）の諸氏の指導・助言を受けて、安川豊史が現地調査にあたった。

調査実施にあたり下記地元関係者から協力を得た。

小川隆平、小川常一、小林正夫、小林敏隆、竹内悦子、長尾達夫、難波秋夫、萬代敦士

1．調査に利用した座標は、第Ⅴ直角平面座標系である。実測図中に用いた方位は、本座標系の方位であり、したがってＮはその座標北を示す。これはＸ-102835.272ｍ、Ｙ-30435.070ｍの位置で、真北に対しＮ-0°11′30″-Ｗの偏倚角を有する。高さは海抜高である。

1．本書の執筆と編集は安川があたった。

Ⅰ　はじめに

1．位置と現状

美作国は、中国山地の脊梁を構成する標高1000ｍ前後の山々と標高500ｍ程の吉備高原との間に開けた盆地帯に位置し、東西80km、南北50kmの広がりをもつ。最大の津山盆地をはじめとするこれらの盆地帯には旭・吉井川の２大河川が貫流し、美作国府跡は津山盆地のほぼ中央部、吉井川流域に所在する（Fig. ３）。

津山市内を東に流れる吉井川北岸の市街地北方には、南下して吉井川と合流する宮川が形成した幅１km程の平地が南北に細長く広がっている。その東側には中国山地から南に派生した、平地との比高40ｍ前後の丘陵群が樹枝状に発達している。西側ではこれと対照的に標高308ｍに達する神楽尾山塊が南北４km、東西２kmの広がりをみせている。山塊の南東裾には周辺の平地との比高約10ｍの低丘陵が台地を形成している。台地周辺には平地に続く小谷がいくつかみられるものの、東西幅200ｍ、南北300ｍ程の比較的平坦な広がりをもつ。台地西側に存在する独立丘には総社宮が位置し、台地北端は津山市小原に、大半は総社に属する。この台地の中央部を東西に走る総社宮参道以北の200ｍ四方の範囲が最も良好な平坦面を形成しており、美作国府は、この台地を中心とする範囲に想定されている（Fig. ２）。

台地東方の平地には、近年宅地開発が進みつつあるものの、条理地割がなお良好に遺存している。台地北西端部をかすめて中国縦貫自動車道が北東から南西方向に走り、一帯は宅地化が進行しており、国府中心部と推定される台地上は特に著しい。

美作国府跡に関連する周辺遺跡として、美作国分僧寺・尼寺の二寺が南西約５kmの地点に300ｍの隔たりをもって東西に位置する。市内には、そのほかにも瓦を出土した遺跡として夜半廃

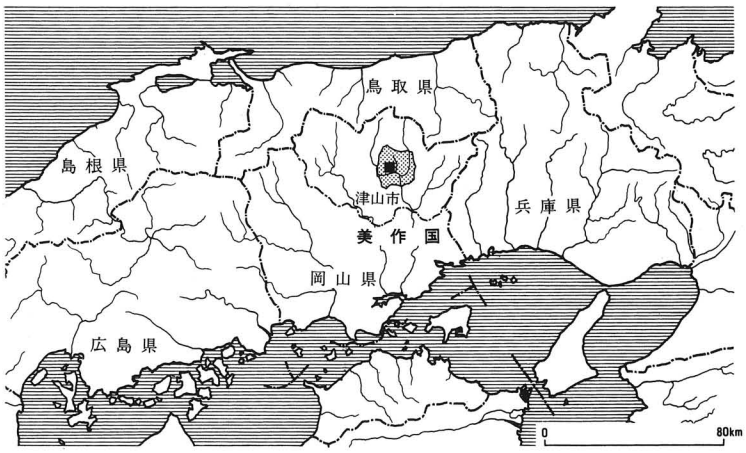

Fig. ３　位置図

寺、一本木遺跡、椿高下遺跡があげられるが、これらの詳細は不明である。

2．これまでの知見

美作国府跡の所在地については、北方台地中央部の地籍のひとつ、幸畑の「幸」が国府の転訛であるとする地名考証と、周辺地域での瓦や土器等の分布の事実を根拠として、古くから本地域に比定する考えがあった（註１）。

その後、中国縦貫自動車道の建設に先立ち、台地北方の一角の発掘調査が岡山県教育委員会の手によって開始された。これが、美作国府跡に発掘の鍬の入った最初である。その後、小規模な確認調査も含めれば、合計12回に達する美作国府跡関連調査が下記のとおり実施されてきた。これら一連の諸調査は、概して周辺部のものが多く、国府中心部の範囲や構造をあきらかにするにはいたっていない（註２）。こうしたなかにあって、中国縦貫自動車道建設に先立つ調査では、井戸から出土した遺物に、国司を構成する官職名のひとつ「少目」が書かれた墨書土器が含まれ、同時に掘立柱建物群や築地址などが検出されたことから美作国府跡の存在はより確実なものになったということができる。

調査年度	調査次数	調査主体	原　　因	備　　考
昭和45年	第１次	岡山県教育委員会	中国縦貫自動車道建設	試掘調査
昭和45年	第２次	〃	〃	〃
昭和46年	第３次	〃	〃	本調査
昭和49年		津山市教育委員会	保育園建設	試掘調査
昭和51年		津山市教育委員会	統合中学校建設	高橋谷遺跡
昭和56年		津山市教育委員会	民間開発	
昭和57年		岡山県教育委員会	学校施設建設	山北一丁田遺跡
昭和57年	第１次	津山市教育委員会	市道改良工事	
昭和57年	第２次	〃	〃	
昭和58年	第３次	〃	〃	
昭和60年	第１次	津山市教育委員会	民間開発	樋ノ口遺跡
昭和61年	第２次	〃	〃	〃

註１　津山市総社　国府台寺に現存する明治14年（1881）10月建立の「国府遺址碑」にその間の事情が刻まれている。

註２　津山市教育委員会「美作国府跡発掘調査報告―総社・小原線道路改良工事に伴う発掘調査―」1984

II　調査の契機と経過

前述した美作国府跡一帯の急激な宅地化の進行にたいし、津山市教育委員会では今後の保存に向けた基本資料を得ることを目的とし、残された発掘可能な地区において緊急に確認調査を実施することとした。さいわい地元地権者の同意も得られたため、昭和61年度から調査を開始した。当初３カ年計画で調査に着手したが、調査可能な区域が限られるいっぽう、遺構の保存状態は予想外に良好であり、追加調査の必要が生じたため計画を延長して平成２年度現在、第５次の発掘調査を実施中である。年次別の調査経過は下記のとおりである。

１．第１次調査

昭和61年12月４日から昭和62年３月31日まで実施。幅３ｍのトレンチ調査を主体とし、必要に応じて拡張する方法をとった。調査箇所はＴ１からＴ７までの７箇所で、調査面積226.4㎡

調査予定地周辺に国土座標にもとづく測量基準点を設置し、南北方向に最初のトレンチ(Ｔ１)を設定した。Ｔ１の北端において東西方向に延びる溝（ＳＤ102）と、南側に接する東西柵列（ＳＡ108）を検出した。さらにその13.5ｍ南に大きな柱穴をもつ建物跡（ＳＢ101）を確認したほか、トレンチ南端付近で南北の柵列（ＳＡ109）を検出した。ＳＢ101の東西の広がりをつかむため、Ｔ１東西にＴ２・Ｔ３を設定しＴ２で建物東端を確認することができたが、Ｔ３内では西端を確認することができなかったため、この西側にＴ６を設置し、ここで建物の全形を確認することができた。さらに、ＳＤ102とＳＡ108の広がりの一端をつかむためＴ１の西方にＴ７を設定したほか、ＳＡ108を追求してＴ１の拡張区としてＴ４・Ｔ５を調査した。

２．第２次調査

昭和62年12月16日から昭和63年３月31日まで実施。調査箇所はＴ８からＴ12までの５箇所で、調査面積219.3㎡。

第１次調査で検出した建物ＳＢ101周辺の遺構配置をさぐるため、南方に南北方向のＴ８を設定したが、ここには国府関連遺構は存在しないことが判明した。また、南西のＴ９では新たに建物ＳＢ203の一部を検出したが、この建物方位はＳＢ101とは異なっており、ＳＢ101と同時期の遺構は周辺には存在しないことが明確となった。このためＳＢ101周辺の発掘をいったん中止し、ＳＤ102およびＳＡ108の西方の追求に調査の主眼を置くこととした。Ｔ７の西約40ｍに設定したＴ10でＳＡ102とＳＡ108を検出したが、さらに65ｍ西のＴ11ではいずれの遺構も検出できなかった。いっぽう国府推定地の南方の状況をさぐるためにＴ12を調査した。ここでは国府期の南北溝ＳＤ214を検出したが、調査面積の制約から性格についてはあきらかにできなかった。

3．第3次調査

昭和63年11月24日から平成元年3月31日まで実施。調査箇所はT13からT19までの7箇所。調査面積308.1㎡。

本調査ではSA108とSD102の西端の確認を目標とし、昨年調査したT10とT11との間にT13と、その西にT14を南北方向に設定した。T13では東西溝とその南に沿った柱穴列を検出した。これらはそれぞれSD102とSA108の延長と思われたが、溝の位置はやや南に寄っているためこれをSD320と呼称しSD102と区別することとした。また、SA108の柱穴列はちょうどトレンチの中央で南に折曲がっていて、ここが北西部隅である可能性とともに、柱筋を同じくする南北棟の可能性も考えられ、この問題は未解決のまま残された。T14ではSD320の延長を確認した。

T13の南西に設定したT15では南北の柱穴列と、やや東偏する南北溝SD309を検出した。SD309は出土遺物からSA108やSB101などに先行する国府関連遺構と考えられた。このSD309はT15の北方に設定したT17でも検出され、さらに南北に延びていると予想された。いっぽう、T15の柱穴列は現状で7間あるが、北端のみの確認にとどまり今回の調査では全体の確認にはいたらなかった。T15の柱穴列の西方を拡張し、さらにその西にT16を設定したが、この地点では国府関連遺構は全く検出されなかった。

T10の南方約50mの地点に設定した南北トレンチT18では国府期の可能性のあるいくつかの柱穴を検出したが、調査面積の制約もあり、建物などを復元できるまでにはいたらなかった。

4．第4次調査

平成元年11月27日から平成2年3月31日まで実施。調査箇所はT26からT26までの7箇所で、調査面積は256.5㎡。前年度までの調査で検出された国府関連遺構は、出土遺物と方位そして遺構の切り合い関係から上層下層の2者に分けられることがあきらかとなってきた。前回に引き続き上層に属するSD102とSA108の西端を確認するため、T10とT13との間にT20・21を設定した。その結果、SA108はT13の位置で南に折曲がることが確認された。

Fig. 4　調査後の埋戻し

T22とT26で検出した柱穴列が南北棟の一部であったことを確認した。また、SB101の南方の様子をさぐるために約50m南の地点に南北トレンチT25を設定し、ここで東西建物を発見した。南北を押さえただけで東西の正確な規模は不明だが付属施設や寸法などSB101とうりふたつである。その他にT24でSB101と切り合う柱穴列を調査した。

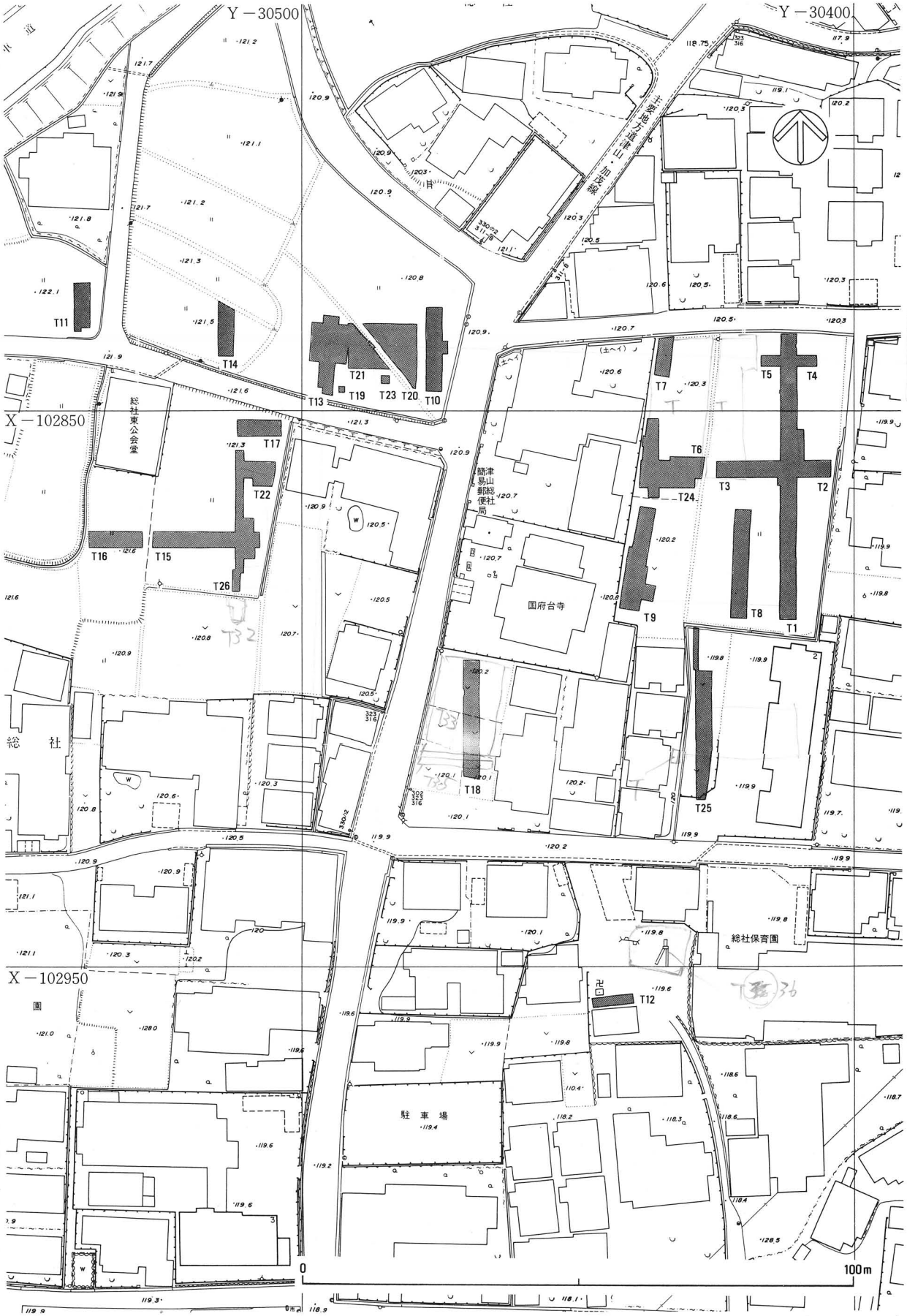
Y－30500
Y－30400
X－102850
X－102950
T1
T2
T3
T4
T5
T6
T7
T8
T9
T10
T11
T12
T13
T14
T15
T16
T17
T18
T19
T20
T21
T22
T23
T24
T25
T26
総社東公会堂
総社
国府台寺
総社保育園
駐車場
園
0
100m

調査区域図１：1000

III　遺構の概要

調査地点は、東にのびたほぼ平坦な台地上にあり、西側を除く３方にゆるやかに傾斜している。ほとんどすべての調査区では、遺構面は水田造成等による削平を受けていて、ＳＢ101での所見では削平の深度は50cm近くに及ぶ。したがって、おおくの場合は現在の水田土壌を除くと直ちに国府期の遺構が現れる。遺構の存在する基盤層は、台地表層を形成する黄色粘質土層からなり、これまでのところ無遺物層と思われる。ただし、南方に行くにしたがってこの黄色粘質土層上に黒色土層の堆積が認められる。

現在までの調査で検出した遺構は、弥生時代、奈良～平安時代、平安末ないし鎌倉時代以降の中世に属する３者が認められた。平安末以降のものはそれぞれのトレンチで検出された小柱穴や土壙がすべてて、これらには官衛的な様相は認められない。ここでは、国府関連遺構に限り主要なものの概要を述べる。前述したように国府関連遺構は新旧両者に大別されるので、まず上層の遺構群からはじめ、次に下層遺構群にふれることとする。

１．上　　層

上層遺構群の方位は国土座標に対し、やや東偏していて、東西塀ＳＡ108の示す北方位は国土座標との間でＮ-1°58′5″-Ｅの偏倚角をもつ。その他の遺構もこれとほぼ同一の方位を示している。

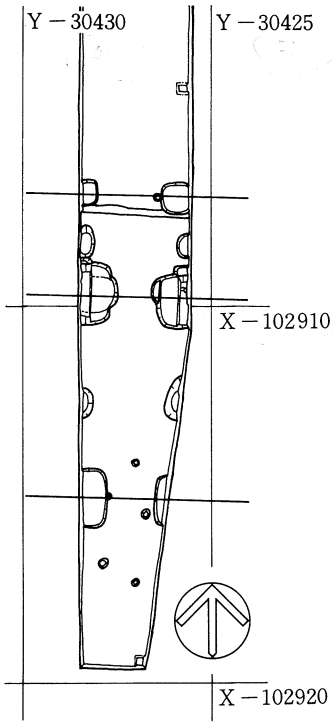

Fig. 5　ＳＢ406実測図

ＳＡ１０８　　Ｔ４からＴ13におよぶ東西塀で延長87.4ｍに達するが東端は未確認である。Ｔ13の地点で南に折曲がる。南北長は確認できていないが、ＳＢ406の存在するＴ25をはじめとする東側調査区の所見から約80ｍ以上になるものと考えられる。ＳＡ108はＴ20の西端でも南に折曲がっていて対応する南方の１穴をＴ21東端で検出した。これ２列の南北塀の関係については、ＳＤ102との切り合いから、後に縮小したものとみている。比較的遺存状態の良いＴ４・５付近では、１回の建替えの後に抜取れられた様子が観察されたほか、付近にはこの塀に使用されたとみられる瓦が崩落した状況で出土した。

ＳＤ１０２　　ＳＡ108の北側外方を巡る東西溝で、西に行くほど後世の削平の度合いが大きい。比較的残存状態の良いＴ１の箇所で幅0.9ｍ、深さは0.4ｍをはかる。ＳＡ108Ｔ20東端

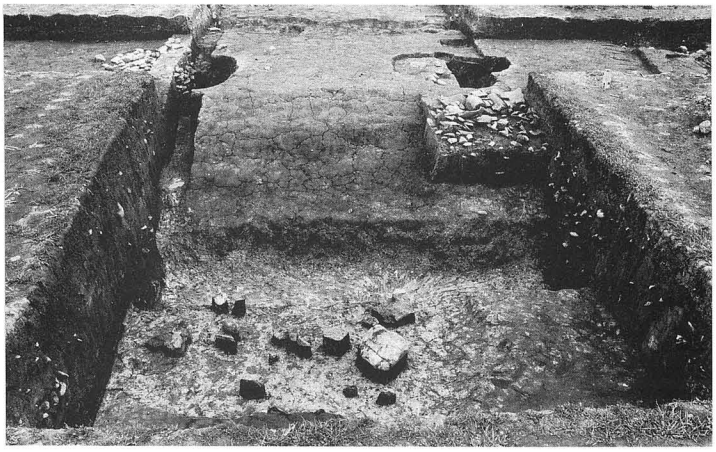

Fig. 6　SD102とSA108（Ｔ１、北から）

Fig. 7　SD102（Ｔ７、東から）

Fig. 8　SD102西端部及びSA108・SD320・SD317（Ｔ20・21、南から）

Fig. 9　SD320とSA108北西隅（Ｔ13、北から）

で南に折曲がりＳＤ317となって南下する。北東隅付近に西から延びた東西溝ＳＤ320が取付く。現長は77ｍに達する。ＳＤ317とＳＤ320はＳＡ108の付替えにともない新しく付設されたもので、本来はそのまま西に延びていたと考えているが、北西付近は残存状態が良くない。溝中からは奈良時代～平安時代にかけての瓦や土器が出土した。ＳＡ108とＳＤ102の間はなだらかな斜面で一部テラス状の平坦面が認められる。

ＳＢ１０１　ＳＡ108の南方に位置する桁行２間、梁行７間の東西棟。桁行、梁行とも2.7ｍ（９尺）等間で、南側に庇状の施設が２列認められる。南側柱からの間隔は1.35ｍ（4.5尺）および2.7ｍである。

１回の建替が認められ、これらの施設もそれぞれにともなうものと考えられる。側柱の掘形は方形に近く大きいが、やや小ぶりの円形掘形の床束をもつ。

ＳＢ４０６　ＳＢ101の南方に離れて位置する桁行２間(5.4ｍ、９尺等間）東西棟。東西の規模は不明だが、形態・構造・寸法ともＳＢ101に酷似する。異なるのは庇状施設が北側につくことである。

ＳＢ４０７　ＳＡ108で区画された地区の西側外方に所在する南北棟。桁行７間、梁行２間で梁行は2.55ｍ（8.5尺）等間だが、桁行は北から2.7ｍ（９尺）－2.5ｍ（8.5尺）－2.5ｍ（8.5尺）－2.5ｍ（8.5尺）－2.5ｍ（8.5尺）－2.7ｍ（９尺）－2.7ｍ（９尺）である。北と西の側柱を確認したのみで、付属施設の有無については未確認である。

２．下　　層

下層遺構群のもつ方位は、上層にくらべより東偏の度合いが大きい。たとえばＳＡ109の示す方位は、座標北とN-8°35′1″-Eの偏角をもつ。これらの遺構群は、やはり同一方位をとっている。

ＳＡ１０９　Ｔ１南端からＴ２にかけて検出した南北柵列。延長は27ｍ以上に達し、南北両端は確認できていない。当初、中世に属する可能性も考えられたが、後の検討によって方位と掘形埋土の特徴から下層遺構のものと判断した。柱間は1.79cm（６尺）均等とみられる。

ＳＤ３０９　幅1.4ｍ深さ0.2ｍの南北溝でＳＢ407を切っている。T17からT26にかけて延長28ｍを確認したが、南北両端はあきらかでない。

ＳＢ２０３　南面庇をもつ桁行３間、梁行２間以上の建物。西側を確認しただけで東西規模は不明。このため柱間寸法についてはあきらかではないが、やや不揃いのようである。

ＳＣ５０２　南北１間、東西８間以上の回廊状遺構。一部を検出しただけで全体の構造や性格については判明していない。東西柱間寸法は、西から５間目までは194cm（6.5尺）均等、以東はやや広がるようである。

以上の、国府期に続く平安時代末以降の遺構については、調査区内で建物を復元できるものは存在せず、柱筋も一定の方位を示すものはなかった。

Fig. 10　SB101（Ｔ１～３、東から）

Fig. 11　SB406（Ｔ25、北から）

Fig. 12　SB203（Ｔ９、南西から）

Fig. 13　SD309（Ｔ15、南から）

PLAN2

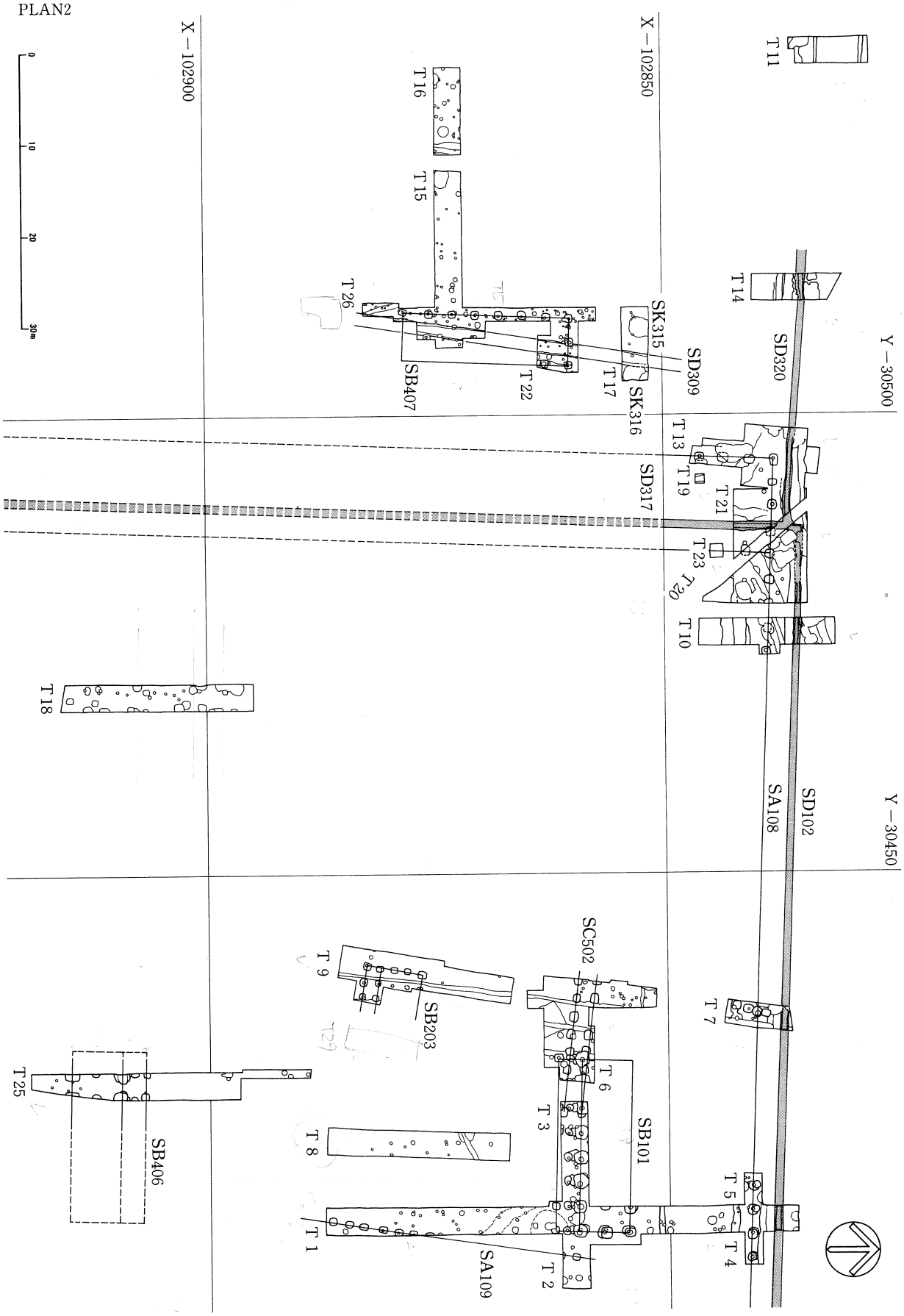

全域実測図１：600

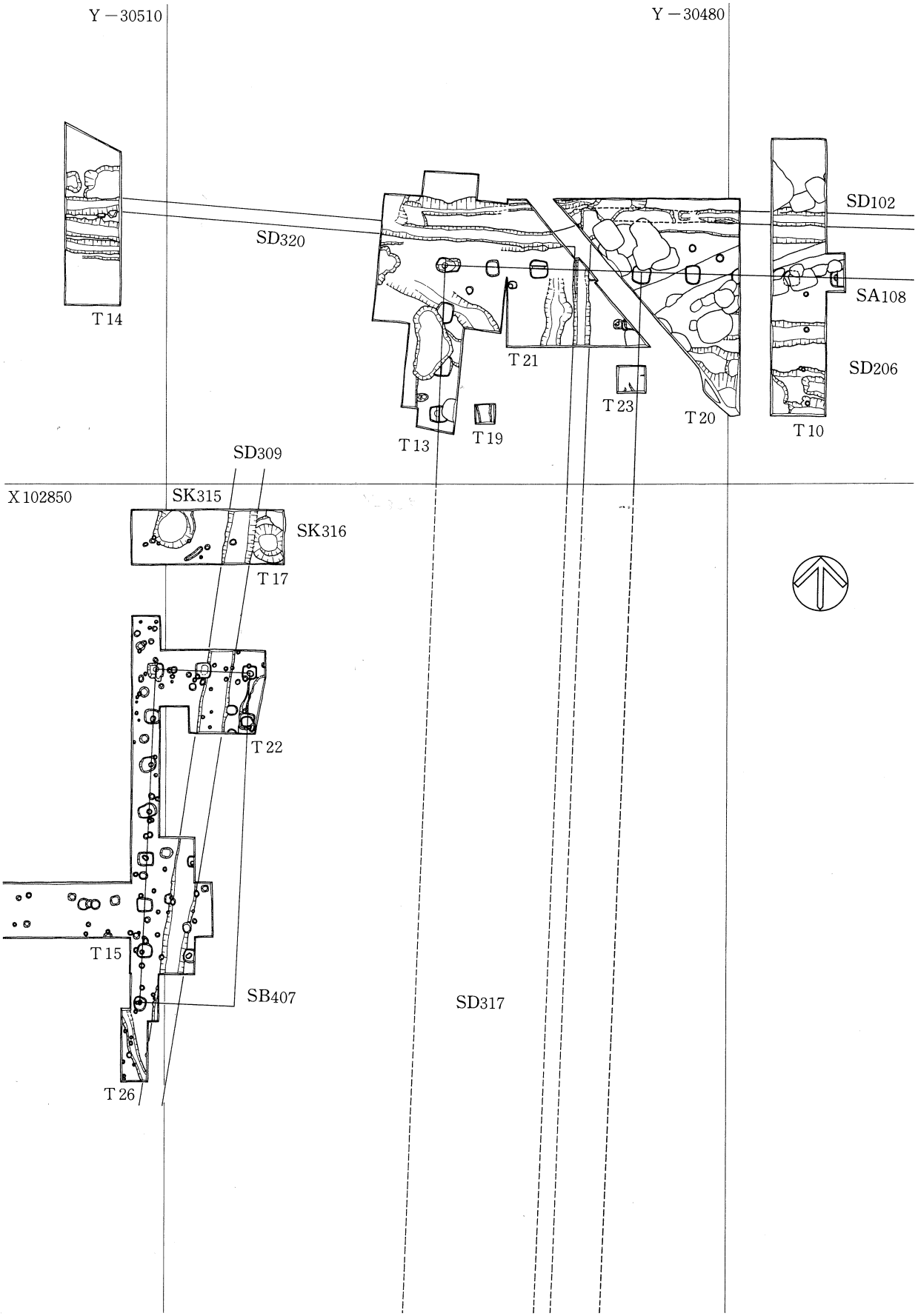

調査区北西実測図１：300

PLAN4

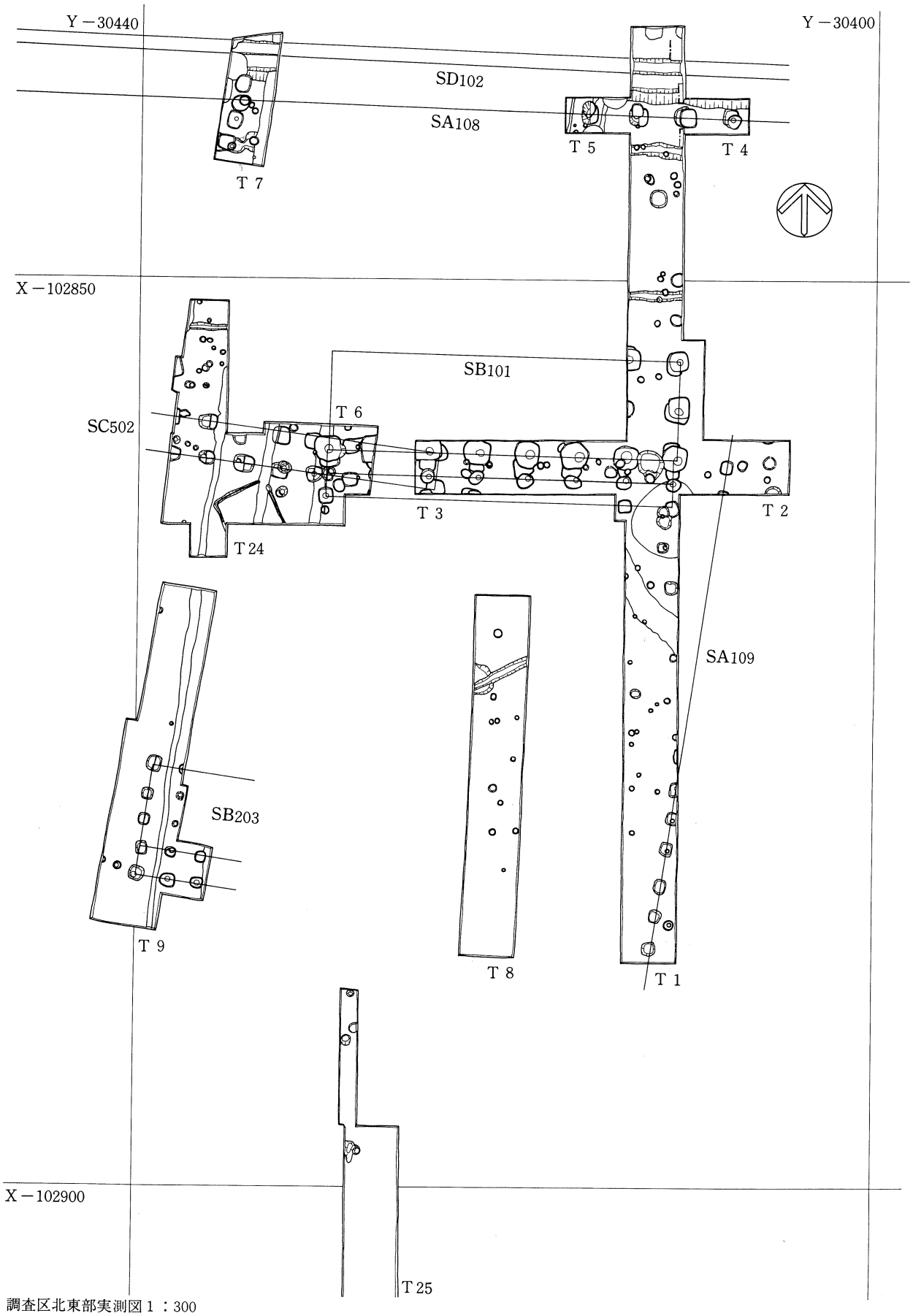

調査区北東部実測図１：300

Ⅳ　遺物の概要

調査区全域から、瓦や須恵器、土師器などの国府関連の遺物が出土した。これらのほとんどは国府期以降の造成土や各種遺構から出土しており、国府遺構に伴うものは比較的少ない。現在、ほとんどの遺物は洗浄を終了した段階で、本格的な整理と分析は今後に残されているが、ここでは上層・下層の遺構に伴う若干の遺物にふれる。

瓦　数点の軒瓦と多量の平・丸瓦が出土した。すべて、上層遺構から出土し、現在までのところ下層遺構からの出土はない。軒瓦の分析は未了だが、現状では平城宮6225型式に相当する軒丸瓦（５、美作国分寺Ⅰ－ａ型式と同笵）と平城宮6663型式類似の軒平瓦を確認している。

ＳＤ１０２出土土器（１－４）　奈良時代から平安時代前半にかけての土器が出土している。図示したのはいずれも須恵器で、坏Ｂ（１・２）のうち２は下層の時期に属するものであろう。

ＳＤ３０９出土土器（６－10）　下層の時期を示す資料である。須恵器坏Ｂ蓋（６－８）、土師器甕（９・10）がある。奈良時代前半から中頃にかけてのものとみられる。現在のところ下層遺構から７世紀代にさかのぼる資料は発見されていない。

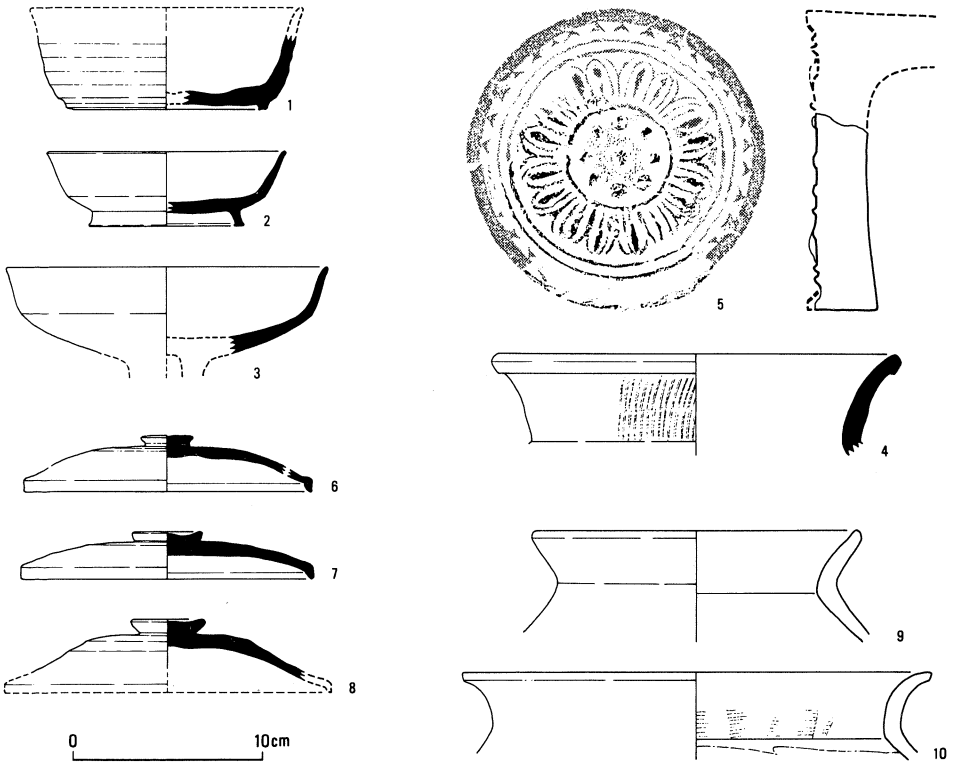

Fig. 14　美作国府跡出土遺物実測図　１：４

V まとめ

平成元年度までの調査結果について簡単にふれてきた。はじめに述べたように、美作国府跡の調査は現在も継続中である。今後、新たな諸事実の発見により現在の解釈については追加や変更がせまられることになると思われるが、ひとまずこれまでの調査であきらかとなった事実について整理し、若干の見通しについてふれてまとめとしたい。

本調査の目的のひとつは、国府の中心施設の構造と範囲の把握にあった。これについては、まず、東西約90m以上に達するＳＡ108とＳＤ102による区画の存在を確認した。調査区の制約により、全形についてはあきらかでないが、南北延長は80m以上になる可能性が高い。

第２に、区画の内部からは南北に相対する２棟の東西棟が検出された。両者の正確な位置関係については、現在なお調査が続行中であるが、現状でも南北両建物の柱筋が通っており、同規の可能性が考えられる。さらに両建物庇の心々距離は44.98m（150尺）をはかり、両者の計画的な配置がうかがえるとともに広大な空間の存在が注意される。両者については１回の建替が認められること、そして瓦が用いられたとみられることも重要な点である。

調査成果の第３は、国府の遺構に上層下層の区別が確認されたことである。それぞれの遺構は方位を明確に異にし、今のところ下層では瓦の使用がみられない。ただ、上層にくらべて下層は一部が検出されはじめたところであり、今後の調査に多くの課題を残している。

周知のように、美作国は、和銅６年（713）に備前から分国して成立した事情が文献資料から知ることができるが、将来の調査によって国府の変遷の実態をあきらかにする手がかりがえられたといえよう。

この点に関し用いられた尺度についてみれば、上層遺構の場合、先述のＳＢ101とＳＢ406の距離では１尺あたり29.99cm、ＳＢ101の南側柱列では30.00cmである。これに対し、下層のＳＡ109では１尺あたり29.7cmとなっている。下層の他の遺構については発掘部分が少ないため検討が不十分だが、このように国府の変遷のなかで異なった尺度がもちいられたことが推定される。

つぎに、最初にあげた区画の性格について考えてみたい。ＳＡ108とＳＤ102の区画する地区を航空写真（Fig. 15）と地形復元図（Fig. 16）にあてはめてみれば、ちょうど台地の中心部に位置することに気づく。この北方には東北東から小谷が入りくみ、南方のＸ座標-10300の付近では東から小谷が入っている。そして東側は、ＳＢ101から80m程の地点で比高差約10mの急斜面となっている。このように、この区画が周辺の地形の中で最も良好な一帯を占地していることが知られる。この立地の点と、先に述べた中央に空間をもつ計画的な配置からみて本区画が美作国府のなかで中心的な位置を占めることはあきらかである。その場合、国庁（国衙）の区

Fig. 15　美作国府跡周辺航空写真（いずれも北方上空から南方をのぞむ、1　昭和36年、2　昭和47年松浦航空撮影）

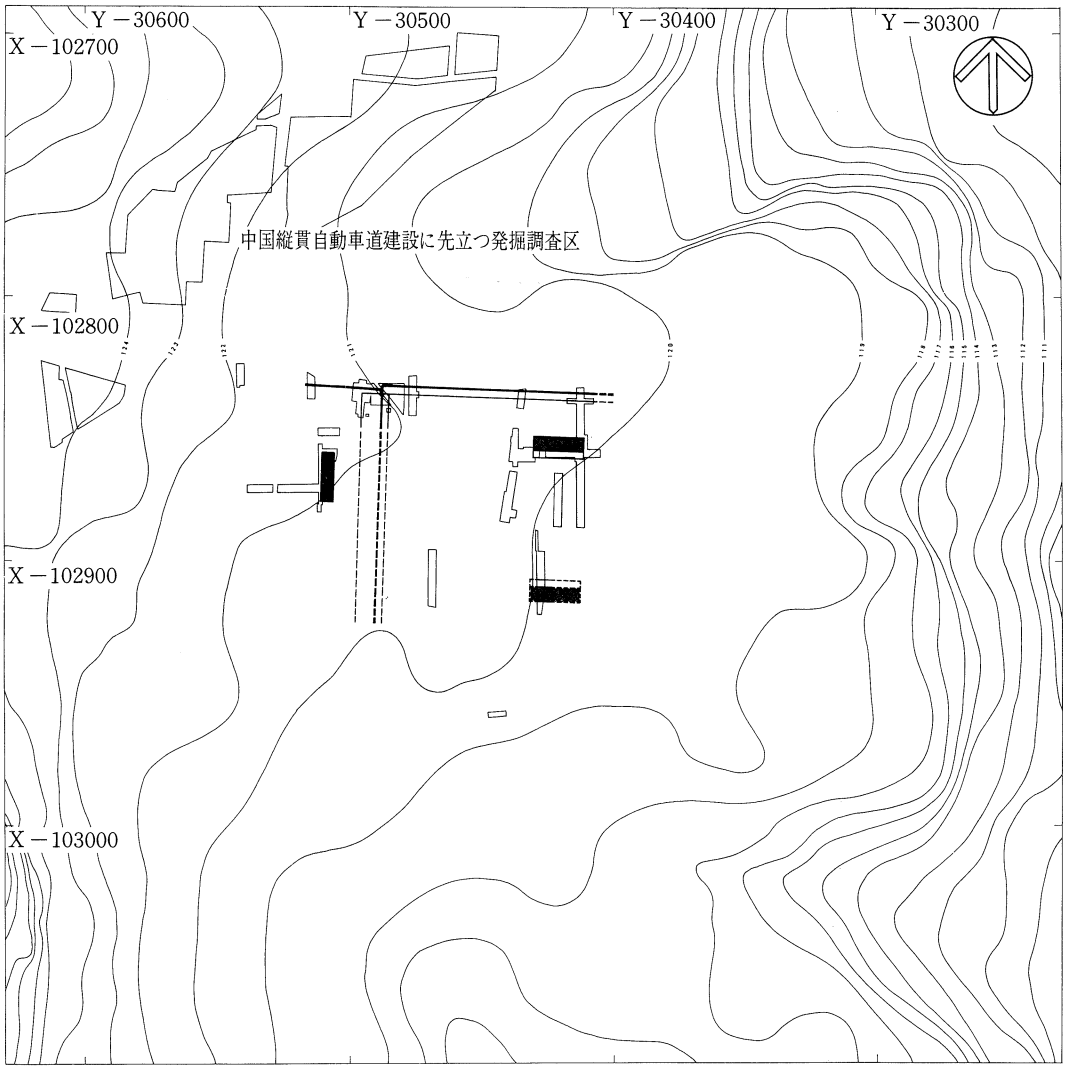

Fig. 16　調査区周辺の地形と上層遺構（等高線は１ｍ単位、昭和61年に津山市が作成した「美作国府跡現況平面図」をもとに復元）

画に相当すると考えた場合、地形からみてこの区画内に政庁を位置づけるのは困難なように思える。いっぽう、本区画を政庁そのものに対比させた場合、東入りという例をみない構造を想定しない限り、相対する東西棟の性格づけが困難である。いずれにせよ現状で性格を決定することは困難であり、今後さまざまな可能性を考慮しながら調査を継続する必要があると考えられる。

最後に、中国縦貫自動車道で検出された遺構との関連についてふれておきたい。いくつかの建物と築地状遺構および井戸が検出されている。この地区はFig. 16の地形図では北西隅の北東に延びた低丘陵の南東斜面に位置する。これと今回の調査で確認した区画との中間地点（註３）における所見では国府関連遺構は存在せず、遺物も希薄であった。このことからみて両者は、それぞれ異なった区画（曹司）を形成していた可能性が高いと思われる。

註３　Ｔ11および今回の一連の調査と並行して調査したＴ11南西70ｍの地点における南北トレンチ（Ｔ27）

美作国府跡発掘調査概報
津山市埋蔵文化財発掘調査報告第40集

1991年3月31日発行

発　行　津山市教育委員会
岡山県津山市山北520

印　刷　有限会社ゴトウ印刷
津山市西寺町63